

令和5年度特別研修（共同）「法制執務」実施要領

1 目的

法制執務の初学者を対象として、基礎となる法的知識を学び、法の適正な解釈運用と法の制定や改正に必要な基本的な技法を身に付け、「法令を読む力」、「法令を改正する力」を養います。

2 対象

次のいずれかに該当する職員
・初めて法制執務に携わる職員
・法制執務に関心のある職員

3 予定人員

県10人・市町村40人

4 日程

9月4日（月）・9月5日（火）9：00～16：30

1 日目	オリエン テーション	講義・演習	休憩	講義・演習	
	9:00 9:05		12:00 13:00	16:25 16:30	
2 日目		講義・演習	休憩	講義・演習	講義の 振り返り等

5 手法

Zoomによるオンライン研修

※Zoomの利用環境を用意できない場合、下記担当まで御連絡ください。

6 講師

第一法規株式会社 津村 正統 氏

7 会場

各所属ほか

8 準備品

筆記用具、インターネットに接続できるパソコン等の端末（カメラ・マイク付）、テキスト等
研修資料、事前課題、「研修当日の参加方法について」

9 事前課題

この研修では、事前課題があります。別添「法制執務研修 事前課題」を事前に作成の上、研修当日に持参してください。

10 受講報告

下記URL（電子申請フォーム）から受講報告を提出してください。

受講報告は9月8日（金）までに行ってください。

【URL】（インターネット）<https://logofom.jp/f/ujuBY>

（LGWAN:市町村職員のみ）<https://tb.logofom.st-japan.asp.lgwan.jp/f/ujuBY>

11 その他

（1）実施要領、シラバス（研修科目案内）を必ず御確認の上、御参加ください。

（2）業務等の都合によりやむを得ず欠席（遅刻・早退）する場合は、欠席（遅刻・早退）届を以下のとおり提出してください。また、欠席（遅刻・早退）することが当日判明した場合は、速やかに当広域連合に連絡してください。

【提出方法】

（県職員）

電子申請フォーム（<https://logofom.jp/f/AQuA6>）で御提出ください。

（市町村職員）

研修担当課へ欠席（遅刻・早退）を申し出てください。

- (3) Zoom の機能を用いたグループワークを予定しています。マイク・カメラの御用意及び研修中に発言可能な受講環境の確保に御協力をお願いします。
- 【県職員】
SRD システム（リモートデスクトップ）では研修に参加できません。在宅勤務の場合は、自宅等の回線から接続する等して、県庁 LAN の負担軽減に御協力ください。
- 【市町村職員】
他団体の受講生との意見交換の機会を確保するため、可能な限り、1人1台のパソコンを用意してください。
- (4) Zoom の接続については、「研修当日の参加方法について」を確認してください。
- (5) 研修開始5分前までに、Zoom に接続し待機してください。
- (6) 本講義については、録画、撮影（スクリーンショット含む）及び引用、転載等による第三者への共有はしないでください。

担当：彩の国さいたま人づくり広域連合 人材開発グループ 県職員担当 堀江 市町村職員担当 伊藤
【電 話】 048-664-6681（県職員） 048-664-6684（市町村職員）
【F A X】 048-664-6669（共通） 【E-mail】 t.ito@hitozukuri.or.jp

特別研修（共同）

研修名	法制執務	受講者の声		
		法制執務初心者の私にも丁寧で非常に分かりやすい講義で、法令の読み方はもちろん演習を通して理解を深めることができました。今後どのような業務に就いても役立つ知識が身につく有意義な研修でした。		
講師	第一法規（株） つむら まさのり 津村 正統	実施日数・時間	2日間	
		手法	オンライン研修	
		会場	各所属ほか	
		市町村研修コード	408	
ねらい	法制執務の初学者を対象として、基礎となる法的知識を学び、法の適正な解釈運用と法の制定や改正に必要な基本的な技法を身に付け、「法令を読む力」、「法令を改正する力」を養います。			
対象者	次のいずれかに該当する職員 ・初めて法制執務に携わる職員 ・法制執務に関心のある職員			
実施日	9/4(月)・9/5(火)			
予定人員	県10人・市町村40人			
学 習 計 画				
日程	カリキュラム	時間数		内 容
		時	分	
1日 9:00 ～ 16:30	法制執務について	6	30	・総説 ・立法政策 ・立法技術
	法の仕組み			・法体系 ・法形式 条例と規則、告示及び訓令
	条例・規則の立案方式			・総説 方式の根拠・種類 ・新制定の方式 公布文・条例番号・題名・前文及び制定文・目次・本則・附則・別表等 ・立案要領 総則的規定・実体的規定・雑則的規定・罰則規定
	演習			・法の読み方
2日 9:00 ～ 16:30	一部改正の方式	6	30	・総説 ・基本形式 ・公布文、条例番号及び題名 ・本則
	全部改正及び廃止の方式			・条例の一部改正
	演習			
特記事項	・事前課題があります。			